

事業評価調査書

(担当課：保健福祉部環境衛生課)

事業名	岡山県動物愛護センター整備事業		
長期ビジョン項目	生涯を通じた健康づくり	施設建設に係る上位計画	

1 事業実施の必要性**政策課題等**

政策課題と施設設置目的：

【政策課題】

(1) 背景と課題

社会的背景

- ・核家族化や少子高齢化への流れを背景として、人びとの生活に潤いや安らぎをもたらす良きパートナーとして、犬やねこなどのペット動物の飼養に対する志向が広がってきている。
- ・子供たちが心豊かに育っていく上において、動物と身近に接する経験の有効性が指摘されるなど、情操涵養の面における動物とのふれあい経験の重要性の認識が高まっている。
- ・動物への関心の高まりを背景として、動物の生命の尊厳への配慮と動物愛護行政の積極的推進を求める社会的要請が増大してきている。
- ・ペット動物をめぐるトラブルの発生や苦情が顕在化しており、また、人とペット動物との接触の緊密化に伴って、人畜共通感染症の問題が新たにクローズアップされてきている。
- ・昨今の生命軽視の世相を反映して、動物に対する虐待事件が頻発するとともに、飼い主によるペット動物の遺棄や安易な飼養放棄等に伴い、行政が捕獲や引取りにより対応し、処分を余儀なくされる犬やねこが後を絶たない現状である。

動物行政の課題

- ・動物の飼い主に対して終生飼養の責務を徹底するとともに、適正飼養及び繁殖制限等の指導を進める。
- ・動物による人への危害の発生を防止し、人畜共通感染症の予防など公衆衛生の向上を図る。
- ・動物愛護思想の普及啓発を推進し、生命尊重の意識の醸成や動物の健康及び安全の保持に努める。

(2) 本県の動物行政の現状と課題

動物愛護行政の推進

- ・動物愛護の普及啓発活動をより効果的に展開していくためには、実際に体験しながら幅広く学習できる普及啓発の拠点として県民に開かれた施設の整備が不可欠である。
- ・新たな行政課題等への対応
- ・新たに制定した「岡山県動物の愛護及び管理に関する条例」に規定している業務のうち、現状では実施体制が整備されていない子犬等の譲渡事業、負傷動物の収容・治療、人畜共通感染症の調査と予防対策の普及啓発といった行政課題への対応が必要である。
- ・現施設の老朽化
- ・現在の処分場（御津町勝尾）は老朽化が著しく、早期の改築が必要である。

【施設設置目的】

本県の動物行政を効率的かつ総合的に推進するため、保護管理、収容処分及び苦情処理等の動物管理行政の機能を集約するとともに、人びとの動物への関心の高まりを背景として動物行政の質的転換が求められていることから、広く県民に開かれた動物愛護思想の普及啓発施設を併設し、人と動物とのより良い関係づくりに向けて、官民が協力して県民の動物愛護精神の高揚を図り、「人と動物が共存できる豊かな地域社会」を実現することを目的として、周辺環境の保全等にも配慮した拠点施設を整備するものである。

(1) 動物管理行政の効率的な推進

これまで各保健所において分散して実施してきた動物管理関係業務を可能な限り集約化し、動物管理行政を効率的かつ一元的に推進する。

(2) 動物愛護行政の総合的な推進

県民参加による動物愛護を推進するための活動拠点を設置するとともに、動物愛護についての学習機会を提供する施設を配置し、展示等による普及啓発、適正な飼育の相談、しつけ指導、動物とのふれあい事業など、動物愛護行政を総合的に推進する。

(3) 新たな行政課題等への対応

犬・ねこの譲渡事業、負傷動物の収容・治療、人畜共通感染症の調査と予防対策の普及啓発、動物取扱業の指導など、動物愛護意識の高まりなどを背景とした新たな行政課題等への的確に対応する。

施設設置目的	目的達成測定指標	現状指標値	改善目標	改善率	目標達成時期	参考:全国平均等
1 飼い主の終生飼養の責務の徹底と繁殖制限の指導強化	犬及びねこの収容処分数	(平成12年度) 10,941頭	(開業前の期間も含めて年平均7%減) 6,500頭	4割減	開設3年目 (平成19年度)	1センター当たり 年平均6%減
2 動物愛護精神の高揚と適正飼養推進	見学・相談等施設利用者数	0人	15,000人	皆増	開設3年目 (平成19年度)	1センター当たり 15,590人
3 県民参加型の動物愛護支援組織育成	ふれあい動物友の会会員数	842人	3,000人	3.5倍	開設3年目 (平成19年度)	
4 生存機会提供のための譲渡事業推進	子犬等の飼養希望者への譲渡数	0頭	210頭	皆増	開設5年目 (平成21年度)	1センター当たり 212頭

(注) 1 参考数値は昭和60年度以降に設置されて動物愛護関係業務を実施している8府県(宮城、秋田、栃木、千葉、愛知、京都、兵庫、山口)のセンターの状況
2 開設後3年度を経過していない3施設(山梨、長野、和歌山)については比較対象から除外

施設整備を行わない場合の問題点等

施設整備を行わない場合の問題点：

1 動物管理行政推進上の問題点

危険動物を含むペット動物による重大な危害や深刻なトラブルの発生を未然に防止するためには、動物の習性や行動に関する専門知識を有する職員による一元的な相談窓口を設置して全県的に適切な指導を実施するとともに、緊急を要する事態に対して集中的かつ機動的に対処できる執行体制の構築が急務であるが、これまでの保健所を中心として分散して実施する方法では、時代に即応した簡素で効率的な業務の執行は困難である。

2 動物愛護行政推進上の問題点

ペット動物をめぐる問題の大半は人に起因するものであり、人と動物とのより良い関係づくりを推進するためには、市町村、獣医師会、支援組織、地域リーダー等との相互の連携により動物愛護のネットワークを広く県内に構築し、動物愛護意識の醸成を図っていく必要があるが、現状では動物愛護の普及啓発活動を日常的に展開するための県民に開かれた拠点施設がなく、動物愛護行政の総合的で効果的な推進体制が構築できていない。

3 新たな行政課題等への対応に際しての問題点

行政が処分している犬やねこに少しでも生存の機会を提供するための飼養希望者への譲渡事業について、県民ボランティア等の参加も視野に入れながら積極的に推進していくためには、飼育観察、健康管理及びしつけ訓練等のできる施設が必要である。

また、動物の生命の尊厳に配慮した負傷動物の収容治療や人とペット動物との関係の緊密化に伴って新たにクローズアップされてきている人畜共通感染症の調査と予防対策の普及啓発といった今日的な行政課題に対処していく必要がある。

4 現施設の老朽化に伴う問題点

現在の処分場(御津町勝尾)は築後30年以上が経過しており、建物、設備ともに老朽化が著しく、故障等により稼働に支障が生じる事態の発生が危ぶまれる。

代替方法の検討状況：

- ・収容処分という業務内容及び必要とする設備装置の特殊性により、既存の民間施設の借上げにより対応することは困難である。
- ・現施設の老朽化の状況に鑑み、修繕対応により現状のまま稼働を続けることには限界が来ている。

県が事業主体となる理由等

(民間実施：可能・困難・不可)

(市町村実施：可能・困難・不可)

- ・センターは営利を目的とした施設ではなく、「狂犬病予防法」、「動物の愛護及び管理に関する法律」及び「岡山県動物の愛護及び管理に関する条例」に基づく県の所管する事務を実施するための行政施設であることから、民間や市町村が主体となって実施するには適さない性格の事業である。

管理運営主体

管理運営主体の名称：岡山県

理由：センターは県の動物愛護管理事務を実施するための行政施設であることから、県が責任をもって施設全体の管理運営を行うこととする。

なお、業務の実施にあたっては、動物愛護精神の普及を目的として設立した(財)岡山県動物愛護財団の活用を図るなど、適切な外部委託により事業の円滑で効率的な推進に努める。

施設整備の緊急性等

1 人びとの動物への関心の高まりを背景として、動物愛護行政の積極的推進を求める社会的要請が飛躍的に増大しており、犬やねこの譲渡事業、負傷動物の収容・治療、動物取扱業の指導及び今後一層の深刻化が予想される人畜共通感染症に関する調査と予防対策の普及啓発等の新たな行政課題等への確に対応するための施設の整備が急務となっている。

2 現在の処分場は老朽化が著しく、早期の改築が緊急の課題となっている。

2 施設の規模、機能の必要性

施設設置場所選定理由

建設予定地は県のほぼ中央に位置しており、山陽自動車道の岡山ICや山陽ICからもほど近く、拠点施設として県内各地域からの交通アクセスに優れている。

利用者見込

施設利用者数見込 15,000 人/年

施設利用者数算出方法：

一般利用者見込

- ・飼養相談、施設視察等利用者 10人×300日 = 3,000人
- ・小学生等研修目的利用者 50人×20回 = 1,000人
- ・広場、遊具等施設利用者 20人×300日 = 6,000人

動物愛護関係行事利用者見込

- ・適正飼養等講習会 50人×20回 = 1,000人
- ・動物とのふれあい会 100人×24回 = 2,400人
- ・犬やねこの譲渡会 50人×12回 = 600人
- ・動物愛護フェスティバル 1,000人×1回 = 1,000人

施設利用者の範囲：

- ・県下全域

施設機能別利用見込

機能名	規模・内容	施設利用料金	年間利用見込
愛護館	動物の適正飼養と動物愛護精神の高揚を推進する施設	無料	5,600人
ふれあい飼育棟	譲渡用の子犬等の飼育と健康観察を行う個別飼育施設		
ふれあいステージ	動物愛護週間行事等のイベント用の屋外ステージ	無料	3,400人
ふれあい広場	動物愛護等のイベントに利用するための多目的広場		
ドッグラン広場	犬を放して自由に運動をさせることができる広場		
遊具広場	来所者が自由に利用できる動物遊具等を配置した広場	無料	6,000人
お花見広場	憩いの場として開放する桜などの花木を配置した広場		

類似施設等との比較：

・昭和60年度以降に設置されて動物愛護関係業務を実施しているセンターの状況について調査した結果、開設後3年度を経過していない3施設(山梨、長野、和歌山)を除く8府県(宮城、秋田、栃木、千葉、愛知、京都、兵庫、山口)のセンターにおける昨年度の年間利用者数平均は15,590人である。

3 財政負担額

整備事業費

総事業費	2,517,090千円
うち用地関係費(用地費、造成費等)	732,388千円
建物等建設費(建物、広場等)	1,523,250千円
設計費等(設計費、備品費等)	261,452千円
既支出額	809,306千円
うち用地関係費(用地費、造成費等)	713,246千円
設計費等(調査・計画、設計費等)	96,060千円
(総事業費に対する割合:)	32.2%
運営主体への出資出捐金	0円
進入道路整備費	0円

管理運営経費

施設管理運営費	111,165千円	(参考)現処分場の平成13年度管理運営費
人件費(148,750千円)は除く		
県	81,120千円	54,928千円
(収入額 1,636千円)		
岡山・倉敷市	30,045千円	14,539千円
(収入額 0円)		
内訳	(県負担額内訳)	(県負担額内訳)
	・光熱水費 19,581千円	1,614千円
	・修繕費 2,232千円	2,999千円
	・その他管理費 24,106千円	15,142千円
	・事業費 35,201千円	35,173千円
県補助等		

整備事業費の財源

県負担額	1,977,616千円
(起債見込額:)	1,351,000千円
(一般財源:)	626,616千円
国庫支出金	0円
その他(負担金)	539,474千円

単年度県負担額

出資出捐金(平準化額)	0円
建設事業費(平準化額)	56,158千円
運営費等支出額	81,120千円
その他(進入道路建設費等)	0円
計	137,278千円

事業収支見込み(施設開業後 年目の状況)

事業収入 A	支出額 B	A/B C	類似施設等の状況 D	比較 C/D
		%	~	%

管理運営費の類似施設との比較

施設管理運営費 A	延床面積 B	A/B C	類似施設等の状況 D	比較 C/D
60,710千円	2,257 m ²	26,900円	22,140円 ~ 38,740円	1.21 ~ 0.69

(注)施設管理運営費は光熱水費、修繕費及びその他管理費の合計額とする。

4 利用者，地域などへの効果

施設利用者への効果

項 目	効 果 説 明
1 動物に関する正しい知識の習得による人と動物とのより良い関係づくり	・センターの施設の利用や適正飼養講習会等の行事への参加を通じて、動物の生態や習性等についての正しい知識を習得して適正な飼養方法やマナーを身につけることができ、ペット動物をめぐるトラブルや苦情の発生を未然に防止することができるなど、人と動物とのより良い関係づくりに向けての効果が期待できる。
2 子供たちの実践的な情操教育の推進	・動物とのふれあいを通じて、命の不思議さや神秘を実感するとともに、「命」の尊さを体験的に理解することができ、他人の痛みを思いやる優しい気持ちを育むなど、子供たちの豊かな情操面の涵養に大きな効果が期待できる。

地域への効果

項 目	効 果 説 明
1 拠点施設の立地による地域の活性化	・動物愛護管理行政を総合的に推進する県内唯一の施設が立地することにより、新たな情報の発信基地として地域の拠点性が高まるとともに、県内各地から利用者が地域を訪れるなど広域的な交流が促進され、周辺地域の活性化などの波及効果が期待できる。
2 周辺環境の整備による地元波及効果	・主要地方道からセンターに至る道路が拡幅整備されるとともに、地域の憩いの場としての機能を持つ広場等を整備することで、地域の利便性及び周辺景観の向上などの波及効果が期待できる。

その他の効果

項 目	効 果 説 明
1 動物行政の効率的な推進	・動物行政全般のセンターへの集約化による効率的な執行体制の下、組織一元化のメリットにより行政課題へのフレキシブルで専門的な対応力が向上する。
2 県民ニーズに即した動物行政の推進	・動物への関心の高まりを背景として、動物をめぐる県民の様々なニーズに即応できる積極的な動物行政が実施できる。

施設設置によるマイナス効果

なし

そ の 他（地元市町村の意見等）

<p>【御津町の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町としては、動物愛護の拠点施設の立地に伴う広域的な交流の促進など、地域への波及効果が期待できる事業として早期の実現を待ち望んでおり、センターへのアクセス道路の整備など、事業の円滑な推進に向けて協力する。 ・施設の整備にあたっては、地元の意向を取り入れて、周辺環境の保全等に配慮してもらいたい。 <p>【岡山動物愛護会の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動物愛護の普及啓発活動（動物の虐待防止、捨て犬・捨てねこの防止、避妊・去勢手術の奨励、犬・ねこの正しい飼い方指導等）をより効果的に推進するためにも、県の積極的なリーダーシップを期待しており、県民が気軽に利用でき、動物愛護への理解と関心が深まるような、機能の充実した動物愛護センターの設置を希望する。

5 事業手法のあり方（PFI手法の導入等）に係る検討経緯

検討内容及びその結果

1 施設整備手法の検討

- ・動物愛護センターの整備は、現在、交付税措置のある地方単独事業（地域総合整備事業）として実施しており、国の財政支援措置は総事業費の2割を超えると見込まれる。

県債元利償還額の54%程度（平成13年度交付税算入率は54%）が交付税の基準財政需要額に算入される。

$$\text{交付税措置額} = \text{起債対象事業費} \times \text{起債充当率} (0.75) \times \text{交付税算入率} (0.54) = \text{起債対象事業費} \times 0.4$$

基盤整備事業の15%が交付税の基準財政需要額に算入される。

- ・仮に今後はPFI手法を導入して事業を実施した場合、国の財政支援措置は総事業費の3%程度に止まると見込まれる。

何らかの形で整備費を負担する場合、起債対象事業費の20%（用地取得費を含まず、金利相当分を含む）が交付税の基準財政需要額に算入される。

- ・施設整備については、PFI手法の導入よりも、県財政にとって有利と見込まれる地域総合整備事業として引き続き実施することが適当と考える。

2 管理運営手法の検討

- ・設備内容の特殊性から地元との信頼関係の構築が特に重要な施設であり、将来にわたって地元の理解と協力を得ながら運営していくことが肝要であると考ええる。

- ・このことから、PFI手法による管理運営は施設の性格に照らし合わせてなじみにくい面が多く、施設全体の管理運営は県直営で責任を持って行い、業務に応じて適切な個別委託方式を採用することがセンター業務の円滑な遂行に向けて最も望ましい形態であると考えられる。

6 市町村との共同事業の場合

1 共同事業の形態

施設整備

県施設と市町村施設の複合施設
区域内を県部分と市町村部分に区分し整備
一の建物内に県施設と市町村施設を整備

- レ 施設整備経費を県と市町村で一定割合により共同負担（負担割合，県：市町村＝ 55 : 45 ）
但し、対象施設を限定して負担

【整備経費負担団体】・岡山市及び倉敷市
【経費負担対象施設】・収容棟、広場等

管理運営

- 県施設の管理運営経費を市町村が負担する（市町村負担見込額： 千円/年）
レ 県施設の管理運営経費の一部を市町村が負担する（市町村負担見込額： 30,045 千円/年）

【運営経費負担団体】・岡山市及び倉敷市
【経費負担対象施設】・収容棟、広場等

その他

2 上記の共同事業形態をとる理由

- ・岡山市及び倉敷市における動物の収容処分業務については、本来、中核市も主体的に実施しなければならない業務であるが、岡山市（既に中核市に移行済）にはその施設がなく、これまで県に委託して実施している。
- ・両市においては、独自に施設を整備する予定はなく、県の動物愛護センターの整備に当たり、県に自分の負担をして事業に参画する意向である。
- ・両市が県に委託し、統一的に事業を実施することにより効率化が図られる。

市町村計画施設の概要

- ・該当なし

施設整備スケジュール

- ・該当なし

全体事業計画における県施設の役割（位置づけ）

共同事業による効果

- ・岡山市と倉敷市の事業への参画により、施設整備経費及び管理運営経費について、県の負担額の軽減化が図れる。
- ・両市が単独で施設を整備する場合、多大な経費が必要になることから、この事業への参画により、両市の財政負担額の軽減化が図れる。

事業評価委員会意見

1 事業を実施する必要性について

(収容・処分関係について)

- ・動物管理行政の観点から、動物の収容・処分を行うための施設(収容棟、管理棟、車庫など)については、既存施設の老朽化が著しいことから、新たな施設整備の必要性及び緊急性があると認められる。

(動物愛護施設関係について)

- ・愛護館やふれあい飼育棟を整備して、これらの施設を動物愛護行政の拠点とし、各種啓発事業やイベント、譲渡事業等を展開するという計画については、当委員会においては、次の両論があった。

ア)説： 野犬等を収容・処分する施設と同じ敷地の中で、動物の愛護を啓発・教育しようという考え方は、矛盾しており、むしろ逆効果も危惧される。このため、この計画地においては、動物行政については、収容・処分関係の機能を担う施設のみを整備することとし、動物愛護関係の事業の展開やそのために必要な施設・設備の整備については、必要性も含めて別途検討し、必要となれば、愛護啓発に相応しい別の場所で開催することとするのが適当である。ただし、収容・処分施設は、迷惑施設的な性格を有するものであることから、当該施設を周辺集落や広場等から隔離するための植栽などは、むしろ十分に実施する必要があると考えられ、また、動物愛護以外の観点での地元利用に供する広場等の施設については、地元の合意を図りつつ事業を推進する観点から、真の地元ニーズを把握しながら、合理的な範囲内で、実施することが適当と考える。

イ)説： 動物愛護の拠点施設を建設するという前提で地元の了解を得ながら計画を進めてきた経緯を踏まえる必要があることや、近年、「動物愛護法」や「動物愛護条例」が制定され、動物愛護行政の積極的な推進が必要となっていること、動物愛護の普及啓発の場としては、むしろ、野犬等の収容・処分が行われている施設と愛護関係施設を同一エリア内に整備し、それらの動物の置かれた社会の現実を実感しながら、適正な飼養のあり方や愛護思想の普及啓発を行うことが効果的と考えられる面もあること、などを総合的に考えれば、愛護館をこの計画地内に整備することも理解できる。もちろん、昨年12月の事業評価委員会意見でも指摘したとおり、従前の計画における動物愛護関係施設は過大なものとなっていたため、財政負担との関係や活用見込みなどを踏まえた現実的な施設内容に見直すことが前提条件であるが、そうした合理的な計画であれば、本計画地内に動物愛護関係施設を整備することには必要性が認められると考える。

(広場関係について)

- ・上物施設(建物、車庫等)の整備予定部分以外は、各種の広場として整備することによって、造成済み用地を活用する案となっているが、当委員会の委員からは、このうち、「ドッグラン(犬を連れてきて遊ばせる)広場」及び「ふれあい広場(動物愛護関係イベント等での活用を想定)」については、上記ア)説とも関連して、動物愛護面での利用を想定した広場の整備は不要であるとの意見があった。また、「お花見広場」等についても、収容・処分施設の直下にあたることを踏まえて、むしろ、収容棟などを集落から見えなくするための植栽や、

未利用エリアが荒れ放題にならないよう、時間をかけての里山への回帰を図ることなどを優先して検討すべきだとの意見が出された。こうした意見を踏まえて検討した結果、当委員会としては、各種広場の整備については、収容・処分施設の迷惑施設の性格に鑑み、地元の了解が得られる内容での最小限の整備を行うことは必要だとしても、不幸な犬・猫が処分されている同じ敷地内にあるドッグラン広場、愛護館、あるいは「ふれあい」施設を利用する人がいるとは思われず、地元住民を中心とした日常的な利用にとどまるであろうと考えられることから、基本的には、広場に係る将来の維持管理経費や利用見込みなどを踏まえた合理的な範囲内の整備とすることが重要であると考え。このため、インフラ整備、公害対策について地元の要望はあるが、施設については具体的な要望がないことから、広場部分の整備内容については、再度、慎重に検討し、その利用目的やネーミングのあり方、整備内容と所要コストなどについて整理し直すことが必要である。

2 施設の規模，機能等について

- ・施設規模については、本委員会が昨年12月にとりまとめた「17事業の方針に関する意見書」の指摘にそって、火葬炉・納骨堂、フライングゲージ、ログキャビン等の中止など、当初の計画と比べて大幅な見直しがなされていると認められるが、見直し後の計画に対しては、当委員会の中に上記1のとおり両論があったところである。

3 財政負担額と効果の比較について

- ・施設整備内容について両論があったため、財政負担額と効果との比較についても具体的な意見をまとめるに至っていないが、総じて言えば、計画を見直したことに伴い、施設整備費及び管理運営経費については、従前の計画と比べ圧縮されていると認められるものの、極めて厳しい財政状況や投資効果を十分考慮するとともに、管理運営経費の負担も含めたトータルコストをできるだけ縮減できるよう、努力を続ける必要があると考える。

4 最も効率的な事業手法のあり方について

- ・本事業は、PFI手法の導入よりも、県財政にとって有利と見込まれる地方単独事業（地域総合整備事業）の活用が引き続き見込めるため、この手法によることは適当と考える。
- ・また、中核市（岡山市及び倉敷市）は独立施設を整備せず、応分の費用負担を行った上で、県の施設を活用することとされているが、これは、県及び両市の財政負担の軽減や県下統一的な事業実施による効率的な事業運営が期待できることから、妥当と考える。

施設整備に関する総合意見

本件整備計画については、本委員会が昨年12月にとりまとめた「17事業の方針に関する意見書」の指摘にそって、周辺環境に配慮しながら、既存計画の大幅な見直しを行っていると考えられるが、動物愛護に関する施設整備の必要性については賛否両論があった。県においては、これらを踏まえた慎重な検討を尽くすとともに、厳しい財政状況に十分配慮し、施設建設費及び維持管理経費の節減に努めていただくことを期待したい。

施設整備計画

岡山県動物愛護センター整備計画

(1) 建設予定地

設置場所 御津郡御津町上伊田地内(岡山営林署五城苗畑事業所跡地外)
敷地面積 約8ヘクタール(平成6年度に用地取得済)

(2) 施設の概要

事業評価委員会での審議結果を踏まえて昨年12月に公表した県としての今後の方針に従い、従前の施設整備計画の未着手工事(約26億円)について、施設の統廃合及び施設規模の縮小化などの抜本的な見直しにより経費の節減に努めるとともに、周辺環境の保全等にも配慮し、地域の憩いの場としても利用できる施設内容とする。(見直し後の概算工事費は約17億円であり、約9億円を節減)。

建 物 (単位: m²)

施設名	延床面積	構造階数	用途目的及び考え方等	主要諸室名
管 理 棟	637.00	R C 2 階	危害の発生防止、苦情処理等の動物管理行政の拠点施設	事務室、診察・処置室、病理解剖室、試験検査室、滅菌洗浄室
愛 護 館	408.00	R C 平 屋	動物の適正な飼養と動物愛護精神の高揚を推進する施設	事務室、展示室、研修室、相談コーナー、図書・資料室、倉庫
収 容 棟	740.00	R C 平 屋	犬・ねこの収容及び処分を行う施設	成犬等収容室、負傷動物収容室、焼却室、追込通路、脱臭機械室
ふれあい飼育棟	160.00	鉄 骨 平 屋	譲渡用の子犬などの飼育と健康観察を行う個別飼育施設	ふれあい飼育室・飼育観察室、洗浄シャンプー室、飼料等倉庫
ふれあいステージ	110.00	鉄 骨 平 屋	動物愛護週間行事等のイベント用の屋外ステージ	ステージ、機器資材格納用倉庫
車 庫 棟	168.00	鉄 骨 平 屋	捕獲運搬車等のセンター業務用の公用車を保管する車庫	
屋 外 ト イ レ	34.00	木 造 平 屋	イベントや課外学習等でのセンター来所者用の屋外トイレ	
計	2,257.00			

広 場 (単位: m²)

施設名	施設面積	用途目的及び考え方等
ふれあい広場	約9,300	動物愛護等の様々なイベントに利用するための多目的広場
ドッグラン広場	約2,700	しつけのできている犬を放して自由に運動させることができる広場
遊 具 広 場	約2,900	センターへの来所者が自由に利用できる動物遊具等を配置した広場
お 花 見 広 場	約8,900	憩いの場として常時開放する桜などの花木を配置した広場

(3) 事業の進捗状況及び今後の整備スケジュール

事業の進捗状況

平成4年度	整備基本構想作成
平成5年度	整備基本計画作成
平成6年度	埋蔵文化財発掘調査、用地取得
平成7年度	基本設計(建物・エリア)、調整池実施設計、基盤造成実施設計
平成8年度	橋梁詳細設計、橋梁架設工事着手、調整池工事着手、(財)岡山県動物愛護財団設立
平成9年度	橋梁架設工事完成、調整池工事完成、基盤仮造成工事着手
平成10年度	基盤仮造成工事完成

今後の整備スケジュール

平成13年度	新基本計画作成、事業評価
平成14年度	新基本設計(建物・エリア)、実施設計
平成15~16年度	建設工事
平成17年度	業務開始